はじめに

和

一年三月六日、

企業内容等の開

示に関

示に関する内閣府令

継続 的な差異開示の廃止に関する令和 年内閣府令第一

勇 右 郎 金融庁企画市場局企業開 金融庁企画市場局 金融庁企画市場局企業開 企業開 示課専門 示課課長 示課開示企画調 補佐

あらかじめ申し 込添えてお

経

1

続的な差異開示導入の経緯

が公表された。 る意見書 F R S 我が国における国際会計基準の 九年よりわが国における国際会計基準の取扱 ージェンスの進展や国際的 について議論が行われ、 企業会計審議会においては、 (中間報告)」 の適用に向けた動きを背景に、 。 以 下 平成二一年六月に 「中間報告」 な国 会計基準 取扱いに関す [際会計 という 'n 平成 基準 ゴン

ら、指定国際会計基準を適用する企業の開示負まえ、IFRS任意適用の拡大促進の観点かこれは、企業会計審議会における議論等を踏

公布され、同日から施行された。

年内閣府令第一○号。以下「改正府令」という)が 内閣府令の一部を改正する内閣府令

指して日本企業に対してIFRSの適用を図 中間報告においては、 く観点から、 I F R S の 高品質な財務報告を目 任意適用を容認

正について解説する。

なお、

意見にわたる部分

筆者ら

の個人的見解であることを

て

その後の廃止までの議論の状況も踏まえ、

本改

する内閣府令

(以下「開示府令」という)

につい 示に関

の軽減等を図るため、企業内容等の開

て所要の改正を行うものである。

本稿では、

継続的な差異開示導入の経緯から

目 次

- はじめに
- 継続的な差異開示導入 継続的な差異開示の見直しに関する議
- 続的な差異開示の廃止 IFRS任意適用の拡大促進の

2

- 開示府令改正の内容
- 適用時期 改正府令の概要

どめることや、これらの開示については監 る観点と作成者の並行開示に係る負担・コスト 理解する上で必要となる一定の連続性を確 を義務づけることとされた。 された。 情報開示の方策を検討することが適当であると の監査の対象としないことなど、 RSとわが国会計基準の重要な差異の注記にと 示に限定し、継続的な並行開示に代えて、 の観点の双方に配慮し、 務諸表との比較可能性を高める観点から、 務諸表とわが国の会計基準を適用する企業 るとともに、IFRSを任意適用する企業 わが国の会計基準による財務諸表の並 ては、IFRS適用企業の財務諸 導入初年度における開 なお、この並 簡素で有 行 査人 保す デーラック 一の 開一の 財 Ι 表を 0 財

関係内閣府令が改正され、 -拠して作成した連結財務諸表を金融商 この中間報告を踏まえ、 諸表を金融商品取引指定国際会計基準に 平成二一 年 一二月に 財

、務諸表利用者のIFRSに対する理解

的に差異開示を求めることとされた。められるとともに、有価証券報告書等においめられるとともに、有価証券報告書等においめられるとともに、有価証券報告書等においめられるとともに、有価証券報告書等においいがられるとともに、有価証券報告書等においいがられるとともに、有価証券報告書等においいに差異開示」という)に加え、翌年度以降も継続で、日本基準適用企業が指定国際会計基準を任て、日本基準適用で表表を表表して提出することが認法による連結財務諸表として提出することが認

2 継続的な差異開示の見直しに関する議論

令和元年九月三日に開催された企業会計審議令和元年九月三日に開催された企業会計審議の拡大促進の観点から、IFRSを適用した翌いて審議を行い、その中で、IFRS任意適用いて審議を行い、その中で、IFRS任意適用いて審議を行い、その中で、IFRS任意適用いて、会計基準をめぐる変遷と最近の状況について、会計基準をめぐる変遷と最近の状況について、

基準を適用する企業が混在する状況にお が容認されてから、業界の中でIFRSと日 差異開示に関する意見を聴取した。 用者および財務諸表作成者双方から継続的 能性の観点から一定の役割を果たしていたも 在する状況も一定程度解消されていること 継続的な差異開示は財務諸表利用者の比較 業会計審議会での議論を踏まえ、 務諸表利用者からは、 IFRSの任意適用が進んだ現在はその IFRSの任意適 財 務諸 いて 用 な 表

ではないとの意見をいただいた。れがただちに利用者の比較可能性を損なうものは、継続的な差異開示を廃止したとしても、そぼ、継続的な差異開示を廃止したとしても、そ

た。

一方、財務諸表作成者からは、継続的な差異
用示については、情報の信頼性確保の観点から
関示については、情報の信頼性確保の観点から

続的な差異開示の廃止 日FRS任意適用の拡大促進の方針と継

3

公表した「利用者を中心とした新時代の金融 が盛り込まれている。また、 するための更なる取組を進めることにより、 戦略フォローアップ」では、「関係機関等と連携 るため、IFRS適用企業の負担を軽減するな 関と連携しつつ、IFRSへの移行を容易にす 方針~(令和元事務年度)」においても、「関係機 サービス〜金融行政のこれまでの実践と今後 FRSの任意適用企業の拡大を促進する」こと し、国際会計基準(IFRS)への移行を容易に 令和 更なる取組みを進める」としてい 元年六月二一日に閣議決定され 同年八月二八日に た 成 Ι 0) 長

を軽減し、従来よりもIFRSへの移行を容易することは、IFRS適用企業の負担・コスト等を総合的に勘案し、継続的な差異開示を廃止こうした方針や企業会計審議会における議論

た。 なの開示府令の改正を行う旨を報告し 回監査部会において、継続的な差異開示を廃止 回監査部会において、継続的な差異開示を廃止 が日に開催された企業会計審議会総会・第四六 拡大促進に資するものと考え、令和元年一二月 にさせるものとして、さらなる任意適用企業の

開示府令改正の内容

Ξ

改正府令の概要

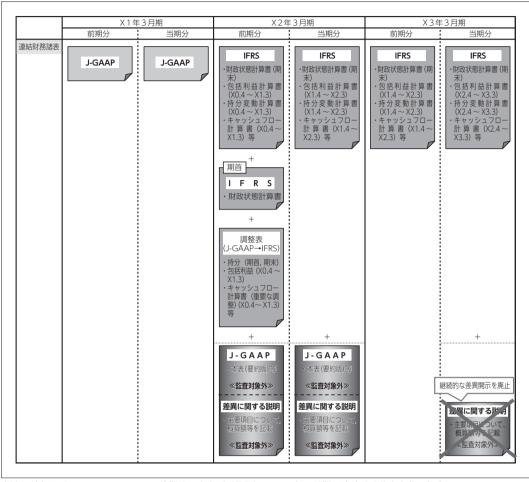
1

載上の注意32日に、 びキャッシュ・フローの状況の分析」に係る記 号様式の「経営者による財政状態、 降の継続的な差異開示につい よびfにそれぞれ記載してい よび並行開示について、 改正 前 の開示府令は、 ②適用初年度の差異開 同記載上 任意適用の た。 て、 開示府令第二 0) 注意(32) 経営成績及 翌年 示お e 度

構成を変更している。 意図eおよびfに記載することとし、規定上の記載上の注意図dに、並行開示は同記載上の注 改正府令は、適用初年度の差異開示は同様式

修正国際基準により作成を開始した場合には、る連結財務諸表について指定国際会計基準又は部分を削除するとともに、同記載上の注意図はでおいて、「提出会社が最近連結会計年度に係において、「提出会社が最近連結会計年度に係において、「提出会社が最近連結会計年度に係において、「提出会社が最近連結会計年度に入る。

[國表] 日本基準からIFRSに移行した企業の提出書類の見直し(X2年3月期の年度末より指定 国際会計基準を適用した場合)



(注) 並行開示されるJ-GAAPによる前期分の本表(要約版)は、X1年3月期の連結財務諸表を基に作成。

成を開始

した場合

の並

行開

示が

不要で

あ

ること 表

社

が指定国際会計

基準により連結

財務

諸 準 0

0 用 成 準

作 会 を ま

開

始

Ü

た場合の É

差異開

示お

よび米に

玉

基

適 作

たは

修

玉

際基準により連

!結財務諸表

②米国基準適

用会社が指定国際会計基

につい

前と同様であ

る。

改正

一府令 ては、

0))提出 下で、 改正

日本基準からⅠ

F

行した企業の

書

類

0)

概

要は、

义

表

0 R

کے Sに移

お

n

には、

差異開

示および並行開 した連結財務

示が

:不要であ

るこ

準により作成

諸

表を記載する

場

合 基

修

正

玉 有

券届出書に指定国際会計基準または

なお、

①提出会社がはじめ

て提

出

す

Ź

価

2 2.用時期

報告書 券届 1終了する事業年度を最近事業年度と 改正 から適用される。 出 府 令の 書および当該事業年 規定は、 令和一 年三 度に係る 月 する 有

価

証

有 以

券 価 後

日

証

らざん ぼ < せ · 10 けう まい ち さする きけう

むおじ

との差異に関する事項 作 記載すること」とした。 る連結財務諸表におけるこれらに相当する 近連結会計年度及びその 章及び第八章を除く。) おける主要な項目と連結財務諸 指定 した最近連結会計年度に係る連結財 国 |際会計 基準又は により作成した場 **当** 直 該差異の 前 修 連結会計年度に 正 玉 表規 際基 (概算額等) 準に 則 合 務 項 0 第 ょ 諸 係 目 最 七 表 n

— 32 —